

学校給食費を無償化するための恒久的な財政措置を求める意見書

急速に進展する少子化・人口減少は、我が国が直面する最大の危機である。この危機を解決するためのこども・子育て政策の強化は、先送りの許されない課題であり、国においては、こども・子育て政策の具体化が急速に進められている。

また、昨今の物価高騰は、地域経済や国民生活に大きな打撃を与えており、とりわけ子育て世帯に対する家計への影響は大きく、早急な対策が求められている。

そのような中、コロナ対策関連・経済対策関連の交付金やふるさと応援寄付金（ふるさと納税）等を財源として、小・中学校の給食費無償化を実施する自治体が増えており、支援ニーズの高さが示されている。

一方、恒久的な財源を確保するという問題から、給食費無償化の実施について慎重な自治体も多く、今後、財政力によって自治体間の格差が生じることが懸念されているところである。

学校給食は、学校給食法に基づき実施され、成長期にある児童生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、児童生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものである。

特に、義務教育課程では、日本全国平等な教育環境が求められる中で、教育の根幹に関わる学校給食制度について、自治体間の格差を生じさせることは問題である。

よって、教育の根幹に関わる学校給食制度に自治体間で格差が生じることが決してないよう、国及び茨城県の責任において学校給食費を無償化するための恒久的な財政措置を講じるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和6年12月19日

龍ヶ崎市議会

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣府特命担当大臣、
総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、茨城県知事